

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事）の変更について

鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事に係る工事請負契約（令和元年6月28日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
5 工事完成期限 <u>令和2年12月8日</u>	5 工事完成期限 <u>令和2年11月11日</u>